

# 奈良市公報

号外 第 21 号

平成20年9月12日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 条 例

○奈良市心のふるさと応援基金条例	1
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例	1
○戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例	1
○奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	2
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2
○奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2

### 規 则

○奈良市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	2
○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	5
○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	11
○奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	17
○奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則	17

## 条 例

奈良市心のふるさと応援基金条例をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市条例第29号

奈良市心のふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 心のふるさととして奈良を愛し、応援していただける人々からの寄附金を財源として、文化財の保存及び活用、観光の振興並びに奈良の魅力を高め、その発展に寄与する事業の実施を図るために、奈良市心のふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のための寄附金
- (2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額  
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最

も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。  
(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成20年6月30日掲示済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市条例第30号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第7項及び第8項中「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を「、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条」に改め、同表第9項及び第10項中「第12条の2」を「第12条の2又は第126条」に改め、同表第11項中「の規定に基づく届書その他」を「若しくは第126条の規定に基づく届書その他」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成20年6月30日掲示済）

戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月30日

<p>奈良市長 藤原 昭</p> <p><b>奈良市条例第31号</b></p> <p>戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>戸籍事項の無料証明に関する条例(昭和29年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2項中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に、「、被害者」を「、犯罪被害者」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、平成20年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月30日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成20年6月30日</p> <p>奈良市長 藤原 昭</p> <p><b>奈良市条例第32号</b></p> <p>奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</p> <p>(奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 奈良市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年奈良市条例第22号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</p> <p>(奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月30日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成20年6月30日</p> <p>奈良市長 藤原 昭</p> <p><b>奈良市条例第33号</b></p> <p>奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第21条第2項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、前項第2号に規定する納付義務者のうち、市長が申請を要しないと認める者については、この限りでない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第21条第2項の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用する。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月30日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成20年6月30日</p> <p>奈良市長 藤原 昭</p> <p><b>奈良市条例第34号</b></p> <p>奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <p>奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第3項中「200円(非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち1人については217円、非常勤消防団員等)」を「217円(非常勤消防団員等)」に、「ない場合にあつてはそのうち」を「ない場合にあつては、そのうち」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。)並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">(平成20年6月30日掲示済)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>規 則</b></p> <p>奈良市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成20年6月30日</p> <p>奈良市長 藤原 昭</p> <p><b>奈良市規則第48号</b></p> <p>奈良市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を</p>
--

## 改正する規則

(奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考1の(3)を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

(奈良市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,800円」を「2,400円」に、「4,801円から9,600円まで」を「2,401円から4,800円まで」に、「9,601円から16,800円まで」を「4,801円から8,400円まで」に、「16,801円から24,000円まで」を「8,401円から12,000円まで」に、「24,001円から32,400円まで」を「12,001円から16,200円まで」に、「32,401円から42,000円まで」を「16,201円から21,000円まで」に、「42,001円から92,400円まで」を「21,001円から46,200円まで」に、「92,401円から120,000円まで」を「46,201円から60,000円まで」に、「120,001円から156,000円まで」を「60,001円から78,000円まで」に、「156,001円から198,000円まで」を「78,001円から100,500円まで」に、「198,001円から287,500円まで」を「100,501円から190,000円まで」に、「287,501円から397,000円まで」を「190,001円から299,500円まで」に、「397,001円から929,400円まで」を「299,501円から831,900円まで」に、「929,401円から1,500,000円まで」を「831,901円から1,467,000円まで」に、「1,500,001円から1,650,000円まで」を「1,467,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,302,900円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,302,901円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円」を「4,173,001円」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表備考3中「前々年度」を「前々年分」に改め、同表備考4の(1)中「次に掲げる措置のいずれかを同一月に受ける場合には」を「同一月に給付を受ける場合には」に改め、ア及びイを削る。

(児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則

第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「16,800円」を「8,400円」に改め、同表備考1中「C階層」を「C<sub>2</sub>階層」に、「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第1備考3及び4を次のように改める。

3 法第22条に規定する助産の実施は、妊娠婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

(1) 妊娠婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては、この限りでない。

(2) 妊娠婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除き、妊娠婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が350,000円以上であるとき。

4 入所妊娠婦に係るこの表の運用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

別表第1備考に次のように加える。

5 同一世帯から2人以上の妊娠婦が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な妊娠婦以外の妊娠婦については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもつてその妊娠婦の基準額とする。

別表第2中「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円から80,000円まで」を「15,001円から40,000円まで」に、「80,001円から140,000円まで」を「40,001円から70,000円まで」に、「140,001円から280,000円まで」を「70,001円から183,000円まで」に、「280,001円から500,000円まで」を「183,001円から403,000円まで」に、「500,001円から800,000円まで」を「403,001円から703,000円まで」に、「800,001円から1,160,000円まで」を「703,001円から1,078,000円まで」に、「1,160,001円から1,650,000円まで」を「1,078,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,303,

000円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,303,001円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円から5,030,000円まで」を「4,173,001円から5,334,000円まで」に、「5,030,001円から6,270,000円まで」を「5,334,001円から6,674,000円まで」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考1中「(昭和25年法律第226号)」を削り、「C階層」を「C<sub>2</sub>階層」に、「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「D階層」を「D<sub>1</sub>～D<sub>14</sub>階層」に改め、「(昭和40年法律第33号)」、「(昭和32年法律第26号)」、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」及び「(昭和22年法律第175号)」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

### (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則 第12条

別表第2備考3中「この表」の次に「の規定」を加え、同表備考3の(1)中「に規定する」を「第17条に規定する」に改め、同表備考3の(2)中「措置された児(者)」の次に「、法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第5項、第6項及び第13項から第15項までのサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者」を加え、同表備考3の(2)に次のように加える。

#### エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条に定める精神 障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2備考3の(3)中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円から80,000円まで」を「15,001円から40,000円まで」に、「80,001円から140,000円まで」を「40,001円から70,000円まで」に、「140,001円から280,000円まで」を「70,001円から183,000円まで」に、「280,001円から500,000円まで」を「183,001円から403,000円まで」に、「500,001円から800,000円まで」を「403,001円から703,000円まで」に、「800,001円から1,160,000円まで」を「703,001円から1,078,000円まで」に、「1,160,001円から1,650,000円まで」を「1,078,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,303,000円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,303,001円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円から5,030,000円まで」を「4,173,001円から5,334,000円まで」に、「5,030,001円から6,270,000円まで」を「5,334,001円から6,674,000円まで」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

001円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円から5,030,000円まで」を「4,173,001円から5,334,000円まで」に、「5,030,001円から6,270,000円まで」を「5,334,001円から6,674,000円まで」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

### (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 (奈良市母子保健法施行細則の一部改正)

第5条 奈良市母子保健法施行細則(平成14年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表中「30,000円」を「15,000円」に、「30,001円から80,000円まで」を「15,001円から40,000円まで」に、「80,001円から140,000円まで」を「40,001円から70,000円まで」に、「140,001円から280,000円まで」を「70,001円から183,000円まで」に、「280,001円から500,000円まで」を「183,001円から403,000円まで」に、「500,001円から800,000円まで」を「403,001円から703,000円まで」に、「800,001円から1,160,000円まで」を「703,001円から1,078,000円まで」に、「1,160,001円から1,650,000円まで」を「1,078,001円から1,632,000円まで」に、「1,650,001円から2,260,000円まで」を「1,632,001円から2,303,000円まで」に、「2,260,001円から3,000,000円まで」を「2,303,001円から3,117,000円まで」に、「3,000,001円から3,960,000円まで」を「3,117,001円から4,173,000円まで」に、「3,960,001円から5,030,000円まで」を「4,173,001円から5,334,000円まで」に、「5,030,001円から6,270,000円まで」を「5,334,001円から6,674,000円まで」に、「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表備考1中「及び同法附則第5条第2項」を「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

### (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

別表備考3中「前々年度」を「前々年分」に改め、同表の備考4の(1)中「次に掲げる措置のいずれかを同一月に受ける場合には」を「同一月に給付を受ける場合には」に改め、ア及びイを削る。

(奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部改正)

第6条 奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則  
(平成17年奈良市規則第57号) の一部を次のように改正する。

別表中「10,000円」を「5,000円」に、「10,001円以上30,000円以下」を「5,001円以上15,000円以下」に、「30,001円以上80,000円以下」を「15,001円以上40,000円以下」に、「80,001円以上140,000円以下」を「40,001円以上70,000円以下」に、「140,001円」を「70,001円」に改め、同表備考2中「「所得税の額」」を「「所得税課税年額」」に改め、「、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を削り、同表備考2の(2)中「まで」の次に「、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」を加え、同表備考2の(3)を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の奈良市児童福祉法施行細則別表の規定、第3条の規定による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定、第4条の規定による改正後の老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則別表の規定並びに第5条の規定による改正後の奈良市母子保健法施行細則別表の規定は、施行日以後の徴収金から適用し、平成20年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

3 第6条の規定による改正後の奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則別表の規定は、施行日以後に行われた医療の給付に係る一部負担額について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る一部負担額については、なお従前の例による。

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第49号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第8条中「(介護給付費 訓練等給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除変更申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更申請書(届出書) 兼利用者負担額減額・免除変更申請書」に改める。

第16条中「特定障害者特別給付費変更届出書(別記第13号様式)」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更申請書(届出書) 兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第27条第1項第3号を次のように改める。

#### (3) 日常生活用具給付事業

市内に住所を有する者(法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者(以下「特定施設入所障害者」という。)のうち市の支給決定を受けた者を含むものとし、他の市町村の支給決定を受けた者を除く。次号及び第6号において同じ。)で、次のいずれにも該当するもの。ただし、障害者等又は当該障害者等と同一の世帯に属する者(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次条において同じ。)のうちいずれかの者について当該年度分(4月から6月までの間にあっては前年度分。以下同じ。)の市町村民税の所得割の額が令第43条の2第2項に定める額以上である者及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は居宅介護福祉用具購入費の支給を受けることができる者を除く。

ア 身体障害者、身体障害児、知的障害者及び知的障害児

イ 居宅において生活している者(特定施設入所障害者及び別表の左欄に掲げる用具のうち頭部保護帽、人工喉頭、蓄便袋又は蓄尿袋の給付に係る者を除く。)

ウ 別表の左欄に掲げる用具の区分に応じ、同表の右欄に定める者

第27条第1項第4号中「次のいずれかに該当する者」を「者」に、「もの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同項第6号中「障害者で」を「者であって」に、「もの」を「障害者」に改め、同項第10号カただし書中「者の扶養義務者」を「配偶者」に改める。

第28条第3項の表中「又は扶養義務者が属する世帯」を「等及び当該障害者等と同一の世帯に属する者」に改め、「前年」の前に「本人及びその配偶者の」を加える。

第29条中「掲げる障害者又は扶養義務者」を「掲げる」に改め、同条第1号中「生活保護法」の前に「障害者又は扶養義務者が」を加え、同条第2号中「市町村民税非課税世帯」を「市町村民税が非課税である世帯(地域生活支援事業を利用する者が障害者である場合にあっては、当該障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者のみをもって世帯とする。次号及び次条第2号において同じ。)」に改め、同条第3号中「市町村民税課税世帯」を「市町村民税が課税される世帯」に改める。

第30条第2号中「若しくは扶養義務者」を「等」に、「、生活保護証明書又は」を「又は障害者若しくは扶養義務者の生活保護証明書若しくは」に改める。

別表特殊便器の項中「特殊便器」を「温水洗浄便座」に改め、同表電気式たん吸引器の項中「であって、本装置」を「(音声、言語、そしゃく、下肢又は体幹機能障害)で

あって、医師の意見書等により本装置の使用」に改め、同表視覚障害者用活字文書読上げ装置の項中「視覚障害者用活字文書読上げ装置」を「視覚障害者用活字等読上げ装置」に改め、同表収尿器の項中「障害者」の次に「又はせきつい損傷等による排尿障害のために本装置を必要とする者」を加える。

別記第1号様式中 「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書」 を

「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に、

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
- 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの（資産要件：〔該当〕〔非該当〕）
- 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの（資産要件：〔該当〕〔非該当〕）
- 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）で資産要件を満たすもの

※18歳以上（入所施設利用者は20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

「2 市町村民税非課税世帯の者

3 一定の資産を有していないことを  
ア 預貯金等の額が350万円以下であること」

「2 市町村民税非課税者

3 一定の資産を有していないことを  
ア 預貯金等の額が500万円以下であること」

「<20歳以上の方>

1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）」

を

「<20歳未満の方>

1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）」

に

改め、

世帯範囲の特例

下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。

- 1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者（配偶者を除く。）の扶養控除の対象となっていない。
- 2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。

を

削る。

別記第4号様式中「(第8条関係)」を「(第8条・第16条関係)」に、

「(介護給付費 訓練等給付費) 支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除変更申請書」を

「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費) 支給変更申請書（届出書）兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に、「申請年月日」を「申請（届出）年月日」に、

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免（の変更）を申請します。 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上） 2 市町村民税非課税世帯の者 3 一定の資産を有していないこと ア 預貯金等の額が350万円以下であること イ 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く。）
	<input type="checkbox"/> III 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（□定率負担減免措置□補足給付の特例措置）を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者（配偶者を除く。）の扶養控除の対象となっていない。 2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの（資産要件：【該当】【非該当】） 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの（資産要件：【該当】【非該当】） 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）で資産要件を満たすもの ※18歳以上（入所施設利用者は20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。					
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免（の変更）を申請します。 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上） 2 市町村民税非課税者 3 一定の資産を有していないこと ア 預貯金等の額が500万円以下であること イ 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く。）					
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。					
	<table border="1"> <tr> <td>&lt;20歳以上の方&gt;</td> <td>&lt;20歳未満の方&gt;</td> </tr> <tr> <td>1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）</td> <td>1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）</td> </tr> <tr> <td>2 市町村民税非課税世帯の者</td> <td></td> </tr> </table>	<20歳以上の方>	<20歳未満の方>	1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）	1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）	2 市町村民税非課税世帯の者
<20歳以上の方>	<20歳未満の方>					
1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）	1 施設入所者（注）であること（年齢 歳）					
2 市町村民税非課税世帯の者						

<input type="checkbox"/> IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定
生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置）（の変更）を申請します。
※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

別記第24号様式中

該当する所得区分	生活保護・（低所得1・低所得2）・一般・一定所得以上
世帯範囲の特例に関する認定	<input type="checkbox"/> 次のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。
生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。

該当する所得区分	生活保護又は中国残留邦人等支援給付・（低所得1・低所得2）・一般・一定所得以上
生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。
備考	

改める。

別記第25号様式を次のように改める。

第25号様式（第28条・第30条関係）

地域生活支援事業利用（変更）申請書  
(兼利用者負担額減額・免除申請書)

(あて先) 奈良市長

次のとおり申請（変更申請）します。

年 月 日

対象者	氏名			生年月日	年 月 日	
	住所	〒				
		T E L				
支給申請に係る児童の扶養義務者氏名		続柄（ ）		生年月日	年 月 日	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		

サービスの利用状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等		
	施設サービス	利用中の施設名等		
	介護保険			

申請（変更申請）する支援の種類・内容等	種類	<input type="checkbox"/> 移動支援事業	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付事業
		<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業
		<input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得事業	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業
		<input type="checkbox"/> 自動車改造助成事業	<input type="checkbox"/> 経過的デイサービス事業
		<input type="checkbox"/> 更生訓練費給付事業	
	内容		
備考			

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申 (変更申請) する減免の種類	月額負担上限額に関する認定  下記の区分の適用を申請（変更申請）します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）
	1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に属する者  2 市町村民税非課税世帯に属する者
	※18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

※ 申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）
氏名	
住所	申請者との関係 T E L

※申請者本人が提出する場合は、記入不要

#### 承諾書

奈良市が、障害者自立支援法の地域生活支援事業にかかる所得区分等の認定のために必要があると認めるときは、私及び世帯全員の所得税及び住民税の課税状況並びに公的年金の受給状況、世帯の状況等の資料の提供等について、関係当局に依頼することには異存がありません。

年　　月　　日

（あて先） 奈良市長

住 所

氏 名

印

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者自立支援法施行細則（以下「新規則」という。）第27条から第30条までの規定は、同日以後の利用に係る地域生活支援事業について適用する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者自立支援法施行細則の規定に基づき地域生活支援事業の利用の決定を受けている者で、新規則第27条の規定により地域生活支援事業の対象者でなくなり、又は新規則第29条の規定により地域生活支援事業に係る負担上限月額が引き上げられるものの地域生活支援事業の

利用及びその負担上限月額は、新規則第27条及び第29条の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定の期間内に限り、なお従前の例による。

(平成20年6月30日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原昭

## 奈良市規則第50号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

保 險 料 額	(A)+(B)	円
医療給付費分保険料額	(A)	円
介護納付金分保険料額	(B)	円

別記第4号様式（1枚目：一般納付用）中

を

期 別	納 付 額	納 期 限
-----	-------	-------

保 險 料 額	(A)+(B)+(C)	円
医療給付費分保険料額	(A)	円
後期高齢者支援金分保険料額	(B)	円
介護納付金分保険料額	(C)	円

普通徴収

期 別	納 付 額	納 期 限
-----	-------	-------

加え、同様式（1枚目：口座振替納付用）中

保 險 料 額	(A)+(B)	円
医療給付費分保険料額	(A)	円
介護納付金分保険料額	(B)	円

を

保 險 料 額	(A)+(B)+(C)	円
医療給付費分保険料額	(A)	円
後期高齢者支援金分保険料額	(B)	円
介護納付金分保険料額	(C)	円

に改め、

期 別	納 付 額	納 期 限 (振替指定日)
-----	-------	------------------

期 别	納 付 額	納 期 限 (振替指定日)
-----	-------	------------------

「、医療給付費分」の次に「、後期高齢者支援金分」を加え、同様式（4枚目）及び（5枚目）を削り、同様式（3枚目）中

資産割賦課標準額	資産割率	資産割額②
円	100 分の	円
均 等 割 額 ③		円
平 等 割 額 ④		円
合 計①+②+③+④=⑤		円

を

均 等 割 額 ②	円
合 計①+②=③	円

に、

「減額区分」を「減額割合」に、  

均等割額⑥	平等割額⑦	減額⑥+⑦=⑧
円	円	円

 を

「均等割額④」  

均等割額④	減額④=④
円	円

 に、「限度超過額⑨」を「限度超過額⑤」

に、「差引保険料額  
 $\text{⑤}-\text{⑧}-\text{⑨}=\text{⑩}$ 」(B) 円 を 「差引保険料額  
 $\text{③}-\text{④}-\text{⑤}$ 」(C) 円 に、

「及び口座振替制度」を「、納め方及び納付場所並びに口座振替制度」に改め、同様式（3枚目）を同様式（5枚目）とし、同様式（2枚目）中

資産割賦課標準額	資産割率	資産割額②
円	100 分の	円
均等割額③		円
平等割額④		円
合計①+②+③+④=⑤		円

均等割額②	円
平等割額③	円
合計①+②+③+④=⑤	円

「減額区分」を「減額割合」に、「均等割額⑥」、「平等割額⑦」、「減額⑥+⑦=⑧」を

「均等割額⑤」、「平等割額⑥」、「減額⑤+⑥=⑦」に、「限度超過額⑨」を「限度超過額⑧」

に、「差引保険料額  
 $\text{⑤}-\text{⑧}-\text{⑨}=\text{⑩}$ 」を、「差引保険料額  
 $\text{④}-\text{⑦}-\text{⑧}$ 」に、「国民健康保険資格の届出」を「後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険料の軽減の説明」に改め、同様式（2枚目）を同様式（3枚目）とし、同様式（1枚目：口座振替納付用）の次に次のように加える。

（2枚目）

#### 特別徴収

仮 微 収	期別（年金支払月）	保険料額
	第1期（4月）	円
	第2期（6月）	円
	第3期（8月）	円
	第4期（10月）	円
	第5期（12月）	円
	*第6期（2月）	円
合計		円

特別徴収義務者 (年金保険者)	
特別徴収対象年金	

(注) 余白に特別徴収の根拠、翌年度の仮算定分保険料の説明、裏面に国民健康保険料の不服申立て問合せ先等について記載する。

別記第4号様式(3枚目)の次に次のように加える。

(4枚目)

後期高齢者支援金分保険料決定明細

所得割賦課標準額	所得割率	所得割額①
円	100 分の	円
均等割額 ②		円
平等割額 ③		円
合計 ①+②+③=④		円

市条例第16条による減額 減額割合10分の

均等割額⑤	平等割額⑥	減額⑤+⑥=⑦
円	円	円

限度超過額 ⑧ 円

差引保険料額 ④-⑦-⑧	⑨ 円
-----------------	-----

(注) 余白に後期高齢者支援金分保険料の算定及び減額について、裏面に国民健康保険資格の届出等について記載する。

別記第4号様式(5枚目)の次に次のように加える。

(6枚目)

国民健康保険(後期高齢者支援)及び介護保険(第2号被保険者)加入状況

被保険者氏名	国民健康保険 資格取得日 (後期高齢者支援) 資格喪失日	月数	資格取得日 介護保険 資格喪失日	月数	年中所得額
様					円

様					円
様					円
様					円
様					円
様					円
様					円
様					円

(注) 余白に国民健康保険（後期高齢者支援）及び介護保険（第2号被保険者）加入状況の基準日、後期高齢者支援及び介護保険（第2号被保険者）の資格喪失の説明等について記載する。

(7枚目：一般納付用)

年度 国民健康保険料領収済通知書(奈良市) ④

口座番号	金額	納期限	備考
奈良市会計管理者			
加入者名	記号番号	調定期コード	期別

納入書(奈良市)  
国民健康保険料 ④

口座番号	金額	納期限	備考
奈良市会計管理者			
加入者名	記号番号	調定期コード	期別

切り取りしないでお出し下さい。

年 度	記 号 番 号	年 度	期 別
記号番号	調定期コード	年 度	期 別
保 険 料 領 納	保 険 料 領 納	保 険 料 領 納	保 険 料 領 納
延 滞 金 額	延 滞 金 額	延 滞 金 額	延 滞 金 額
納 期 限	納 期 限	納 期 限	納 期 限
領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印
取 金 ま と め 関	取 金 ま と め 関	取 金 ま と め 関	取 金 ま と め 関

金融機関／C V S店舗保管 収納代行

(納付義務者保管)

奈良市会計管理者  
上記のとおり領収しました。

- (注) 1 裏面に指定金融機関(総括店)の領収日付印の押印欄を設ける。  
2 第2期から第10期までについては、この様式に準じる。

## 第4号様式の2（第15条関係）

号外第21号

## 公 告

平成20年9月12日  
(金曜日)

別記第4号様式の2を次のように改める。

記号番号	調定コード	年度	国⺠健保料	通知書	医療給付費分・後期高齢者支援金分											
納付義務者	住所・氏名	下記のとおり	所定割賦課課標準額	①所得割額	②均等割額	③平等割額	合計	①+②+③=④	減額区分	市条例第16条による減額	減額⑤+⑥=⑦	⑧限度超過額	⑨減免額	差引保険料額	④-⑦-⑧-⑨	差引増減額
									10分の							
		発送年月日	年月日						10分の							
介護納付金分																
(円)																
医療給付費分保険料																
(円)																
所得割(100分の )	①所得割額	②均等割額	③平等割額	合計	①+②+③=④	減額区分	⑤均等割額	⑥平等割額	市条例第16条による減額	減額⑤+⑥=⑦	⑧限度超過額	⑨減免額	差引保険料額	④-⑦-⑧-⑨	差引増減額	
所得割賦課課標準額						10分の										
						10分の										
						10分の										
後期高齢者支援金分保険料																
(円)																
所得割(100分の )	①所得割額	②均等割額	③平等割額	合計	①+②+③=④	減額区分	⑤均等割額	⑥平等割額	市条例第16条による減額	減額⑤+⑥=⑦	⑧限度超過額	⑨減免額	差引保険料額	④-⑦-⑧-⑨	差引増減額	
所得割賦課課標準額						10分の										
						10分の										
						10分の										
介護納付金分保険料(年度内に65歳に到達する方の保険料は、65歳到達日の前月までの保険料です。)																
(円)																
所得割(100分の )	①所得割額	②均等割額	合計	①+②=③	減額区分	④均等割額	減額④=④	市条例第16条による減額	減額⑤+⑥=⑤	⑥限度超過額	⑦減免額	差引保険料額	③-④-⑤-⑥	差引増減額		
所得割賦課課標準額					10分の											
					10分の											
					10分の											
(普通徴収欄)																
(円)																
期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	合計	備考				
区分																
納付額																
収納年月日																
未納額																
※過納額																
(特別徴収欄)																
(円)																
期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	合計					
区分																
納付額																
収納年月日																
特別徴収義務者 (年金保険者)																
特別徴収対象年金																

(注) 余白に不服申立て、過誤額のある者への通知、納付等について、裏面に国民健康保険料の更正、計算例等について記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この規則による改正後の奈良市国民健康保険条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（別記第4号様式（7枚目：一般納付用）の規定を除く。）は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規則別記第4号様式（7枚目：一般納付用）の規定は、平成20年6月13日以後に発行する国民健康保険料領収済通知書、国民健康保険料納入書、国民健康保険料領収証書について適用する。

(平成20年6月30日掲示済)

---

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第51号**

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「104,590円」を「104,960円」に、「56,710円」を「56,930円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,300円」を「52,480円」に、「28,360円」を「28,470円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(平成20年6月30日掲示済)

---

奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月30日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第52号**

奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市墓地条例施行規則（昭和43年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式の2を次のように改める。

奈良市公報

号外第21号

第2号様式の2(第4条の2関係)

この領収書は、5年間保存してください。（納入者保管）

- 1 裏面に、指定金融機関（統括店）の領収日付印の押印欄を設ける。  
2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市墓地条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成20年6月30日掲示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。